# 輸入貿易管理令 （昭和二十四年政令第四百十四号）

#### 第一条

この政令は、輸入貿易の管理に関して規定することを目的とする。

#### 第二条

削除

#### 第三条（輸入に関する事項の公表）

経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。

##### ２

経済産業大臣は、前項の規定により輸入割当てを受けるべき貨物の品目を定めるには、あらかじめ、当該貨物についての主務大臣の同意を得なければならない。

#### 第四条（輸入の承認）

貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

###### 一

当該貨物の輸入について第九条第一項の規定による輸入割当てを受けることを要するとき。

###### 二

当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。

###### 三

前二号に掲げる場合のほか、当該貨物の輸入について必要な事項が前条第一項の規定により公表されているとき。

##### ２

前項第三号に掲げる場合において、前条第一項の規定による公表で一定の貨物の輸入について必要な事項として一定の手続を行うべき旨と併せて当該手続を行つた場合には当該貨物の輸入については前項の規定による輸入の承認を要しない旨を定めたときは、同項の規定にかかわらず、当該手続を行つてする貨物の輸入については、同項の規定による輸入の承認を受けることを要しない。

##### ３

前項に規定する場合のほか、外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出について輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第二号の規定による承認を受けた者がその承認を受けたところに従つて輸出した貨物を加工原材料として加工された貨物の経済産業省令で定めるところによりする輸入については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による輸入の承認を受けることを要しない。

#### 第五条

前条第一項の規定による輸入の承認の有効期間は、その承認をした日から六箇月とする。

##### ２

経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の期間と異なる有効期間を定め、又は輸入の承認の有効期間を延長することができる。

#### 第六条

削除

#### 第七条

削除

#### 第八条

削除

#### 第九条（輸入割当て）

第三条第一項の規定により輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、経済産業大臣に申請して、当該貨物の輸入に係る輸入割当てを受けた後でなければ、第四条第一項の規定による輸入の承認を受けることができない。

##### ２

前項の規定による輸入割当ては、貨物の数量により行なう。

##### ３

経済産業大臣は、第一項の規定による輸入割当てを行なう場合においては、あらかじめ当該貨物についての主務大臣の同意を得て定める限度をこえない範囲内において行ない、かつ、当該貨物についての主務大臣に協議しなければならない。

##### ４

輸入割当てに関する手続は、経済産業省令で定める。

#### 第十条

削除

#### 第十一条（輸入割当ての条件）

経済産業大臣は、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るために必要があると認めるときは、第九条第一項の規定による輸入割当てに当たり、輸入の期間、貨物の原産地、船積地域その他輸入に関する事項について条件を付することができる。

##### ２

前項の規定により輸入に関する事項について条件を付された者は、当該条件に従わなければならない。

#### 第十二条

削除

#### 第十三条

削除

#### 第十四条（特例）

第四条及び第九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

###### 一

別表第一に掲げる貨物を輸入しようとするとき。

###### 二

別表第二上欄に掲げる者が本邦へ入国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸入しようとするとき。

###### 三

貨物を仮に陸揚げしようとするとき。

#### 第十五条（税関の確認等）

税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

##### ２

税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

#### 第十六条（報告）

経済産業大臣は、この政令の規定の施行に必要な限度において、貨物を輸入しようとする者又は輸入した者から必要な報告を徴することができる。

#### 第十七条（輸入の事後審査）

経済産業大臣は、前条の規定による報告により、当該貨物の輸入が法令の規定に従つているかどうかを審査するものとする。

#### 第十八条（権限の委任）

次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

###### 一

第四条第一項の規定による権限のうち、経済産業省令で定める範囲の貨物の輸入に係るもの

###### 二

第五条第二項の規定により、経済産業大臣の指示する範囲内において同条第一項の期間と異なる輸入の承認の有効期間を定め、又は一箇月以内において輸入の承認の有効期間を延長する権限

###### 三

外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第六十七条第一項の規定により第一号に規定する貨物に係る輸入の承認に条件を付する権限

#### 第十九条（政府機関の行為）

政府機関が経済産業大臣の定める貨物の輸入を行う場合には、この政令の規定は、適用しない。

##### ２

第十五条の規定は、前項の場合に準用する。

# 附　則

この政令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年六月二八日政令第二〇八号）

この政令は、昭和二十五年六月三十日から施行する。

# 附　則（昭和二五年八月九日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二五年一〇月九日政令第三〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二五年一一月六日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年四月一九日政令第一一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年六月三〇日政令第二四二号）

この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和二六年九月二一日政令第三〇二号）

この政令は、昭和二十六年九月二十五日から施行する。

# 附　則（昭和二六年一二月二二日政令第三八四号）

この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

##### ２

この政令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和二七年四月一一日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年七月三一日政令第三〇六号）

この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

##### ４

この政令施行の際現に効力を有する改正前の外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、外国為替管理令又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令に基く外国為替管理委員会規則若しくは総理府令、大蔵省令、通商産業省令又は総理府令、通商産業省令は、この政令施行後は、改正後の外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、外国為替管理令又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令に基く相当の主務省令若しくは大蔵省令若しくは通商産業省令又は大蔵省令、通商産業省令としての効力を有するものとする。

# 附　則（昭和二七年一〇月二四日政令第四四八号）

この政令は、昭和二十七年十一月一日から施行する。

# 附　則（昭和二七年一二月二六日政令第五〇一号）

この政令は、昭和二十八年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和二八年一二月一七日政令第三九一号）

この政令は、昭和二十九年一月十日から施行する。

# 附　則（昭和二九年三月一三日政令第二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年四月一〇日政令第七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年六月一日政令第一一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年六月二二日政令第一五五号）

この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三一年一一月一四日政令第三四二号）

この政令は、昭和三十一年十一月十六日から施行する。

# 附　則（昭和三四年九月一日政令第二八五号）

この政令は、昭和三十四年九月七日から施行する。

# 附　則（昭和三五年六月一〇日政令第一五七号）

この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三六年二月一四日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三七年一〇月一日政令第三九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三九年三月三一日政令第八九号）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年六月三〇日政令第二〇五号）

この政令は、昭和三十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一二月二五日政令第三四一号）

この政令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年七月一日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年八月二八日政令第三二四号）

この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年一一月二四日政令第四〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に改正前の第十三条第一項の規定により外国為替公認銀行に預け入れられている保証金（改正前の同条第二項に規定する国債又はその他の担保を含む。以下同じ。）のうち、この政令の施行前に当該保証金に係る貨物の輸入の承認の有効期間が満了したものの預主への返還又は国庫への帰属については、なお従前の例による。

##### ３

この政令の施行の際現に改正前の第十三条第一項の規定により外国為替公認銀行に預け入れられている保証金のうち、前項に規定するもの以外のものについては、外国為替公認銀行は、遅滞なく、これを預主に返還しなければならない。

# 附　則（昭和四八年七月一二日政令第一九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五二年九月三〇日政令第二九〇号）

この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年九月二二日政令第三三一号）

この政令は、昭和五十三年十月二日から施行する。

# 附　則（昭和五五年五月二六日政令第一三八号）

この政令は、昭和五十五年六月二日から施行する。

##### ３

この政令の施行前にイラン以外の外国の地域からのイランを仕向地とする貨物の移動を伴う貨物の売買契約を締結することについて輸入貿易管理令第二十一条第一項の規定による許可を受けた者又は同項に規定する債権の発生等の当事者となることについて第二条の規定による改正前の同令第二十一条第六項の規定により認められた者が、同条第一項の規定による許可を受け、又は同条第六項の規定により認められたところに従つて同条第一項に規定する債権の発生等の当事者となることについては、なお従前の例による。

##### ４

この政令の施行前に特定事業についての対象役務契約又は対象役務の提供につき外国為替管理令第十七条第二項の規定により許可を受けた者又は輸出貿易管理令若しくは輸入貿易管理令の規定により承認、許可若しくは認証を受けた者が、同項の規定による許可又は輸出貿易管理令若しくは輸入貿易管理令の規定による承認、許可若しくは認証を受けたところに従つてする対象役務契約又は対象役務の提供については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五五年一〇月一一日政令第二六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。

#### 第八条（輸入貿易管理令の一部改正に伴う経過措置）

前条の規定による改正前の輸入貿易管理令（次項において「旧輸入令」という。）第二十一条第一項の規定に基づき許可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

##### ２

この政令の施行の際現に旧輸入令第二十一条第一項の規定によりされている許可の申請は、第十八条第二項の規定によりされた許可の申請とみなして、この政令の規定を適用する。

# 附　則（昭和五五年一〇月一一日政令第二六四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

##### ２

この政令の施行前に委託加工貿易契約の締結について改正前の輸出貿易管理令第二条第一項の規定による許可を受けた者がその許可を受けたところに従つてする貨物の輸出又は輸入であつて、改正後の同令第一条第一項又は輸入貿易管理令第四条第一項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。

##### ３

この政令の施行前に改正前の輸入貿易管理令第四条第一項又は第八条第一項の規定による輸入の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてする貨物の輸入であつて、改正後の同令第四条第一項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。

##### ４

この政令の施行前に改正前の輸入貿易管理令第九条第一項ただし書の規定による許可を受けた者は、改正後の同令第九条第一項ただし書の規定による確認を受けたものとみなす。

##### ５

この政令の施行前に改正前の輸入貿易管理令第十条第二号又は第三号の規定による許可を受けた者は、その者が同令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けた場合を除き、その許可を受けたところに従つてする貨物の輸入であつて、改正後の同令第四条第一項第二号又は第三号の規定の適用のあるものについては、これらの規定による輸入の承認を受けたものとみなす。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六〇年一月二五日政令第八号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六二年一一月五日政令第三七三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十一月十日）から施行する。

# 附　則（平成六年一二月二八日政令第四二一号）

この政令は、平成七年一月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成八年八月二三日政令第二五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成八年九月十三日から施行する。

# 附　則（平成九年一二月二五日政令第三八七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

#### 第二条（輸入貿易管理令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行前に第二条の規定による改正前の輸入貿易管理令第四条第二項の規定により外国為替公認銀行の輸入の承認を受けた者がその承認を受けたところに従ってする貨物の輸入であって、改正後の同令第四条第一項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一一年一二月二七日政令第四二四号）

この政令は、平成十二年三月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月一七日政令第七五号）

この政令は、平成十二年四月三日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年九月四日政令第二八八号）

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

###### 一

第一条中輸出貿易管理令第十一条第一号並びに別表第二の三六、三七及び四三の項の改正規定並びに第二条の規定

# 附　則（平成一五年一月三一日政令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

# 附　則（平成一五年六月六日政令第二四八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。